

第153期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成28年6月29日（水曜日）午前10時

開催場所

京都市中京区西ノ京桑原町1番地
本社 大ホール

末尾記載の「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、
ご出席ください。

決議事項

- | | |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査役1名選任 の件 |

株主総会に当日ご出席いただけない株主様

書面およびインターネット等による議決権行使期限
平成28年6月28日（火曜日）午後5時まで

株式会社 島津製作所

（証券コード：7701）

CONTENTS

| | |
|--------------------|-----|
| ■ 第153期定時株主総会招集ご通知 | 1 頁 |
|--------------------|-----|

| | |
|------------|-----|
| ■ 株主総会参考書類 | 4 頁 |
|------------|-----|

< 添付書類 >

| | |
|--------|------|
| ■ 事業報告 | 14 頁 |
|--------|------|

| | |
|----------|------|
| ■ 連結計算書類 | 38 頁 |
|----------|------|

| | |
|--------|------|
| ■ 計算書類 | 40 頁 |
|--------|------|

| | |
|---------|------|
| ■ 監査報告書 | 42 頁 |
|---------|------|

(証券コード 7701)
平成28年6月6日

株 主 各 位

京都市中京区西ノ京桑原町1番地

株式会社 島津製作所

代表取締役
社 長 上 田 輝 久

第153期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第153期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成28年6月28日（火）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 京都市中京区西ノ京桑原町1番地
本社 大ホール
〔末尾記載の「株主総会会場のご案内」をご参照のうえ、ご出席ください。〕

3. 会議の目的事項

- | | |
|------|---|
| 報告事項 | 1. 第153期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第153期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件 |
| | 第2号議案 取締役9名選任の件 |
| | 第3号議案 監査役1名選任の件 |
| | 第4号議案 補欠の監査役1名選任の件 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

4. 議決権行使のご案内について

(1) 書面（議決権行使書）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月28日（火）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) 電磁的方法（インターネット等）による議決権行使

次頁の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について」をご確認のうえ、当社の議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）より、平成28年6月28日（火）午後5時までに議決権をご行使ください。

(3) 議決権を複数回行使された場合の取扱い

①議決権行使書（書面）および電磁的方法の双方により重複して議決権を行使した場合において、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときは、電磁的方法による議決権行使の内容を有効なものとして取扱います。

②電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合において、同一の議案に対する議決権行使の内容が異なるときは、最後の電磁的方法による議決権行使の内容を有効なものとして取扱います。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して、提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ホームページ(<http://www.shimadzu.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに株主資本等変動計算書および個別注記表は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として合せて監査を受けております。

◎株主総会参考書類等に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.shimadzu.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。

<電磁的方法（インターネット等）による議決権行使について>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月28日（火）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

<議決権電子行使プラットフォームのご利用について>

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要な政策の一つとして位置づけています。配当につきましては、安定的配当の継続を基本としつつ、収益やキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案して行うこととしています。

当期の剰余金の処分（期末配当）につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、つぎのとおり1株につき9円とさせていただきます。なお、中間配当金を含めました当期の配当金は、前期に比べ5円増の1株につき年18円となります。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金9円 総額 2,653,555,698円
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年6月30日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となりますので、コーポレートガバナンスの強化を図るため社外取締役に1名増員し、取締役9名の選任をお願いいたします。

取締役候補者はつぎのとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------|---|------------|
| 1 | なかもと あきら 中本 晃 (昭和20年11月25日) | 昭和44年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役就任 平成17年6月 当社常務取締役就任 平成19年6月 当社専務取締役就任 平成21年6月 当社代表取締役 社長就任 平成25年6月 当社CEO 平成27年6月 当社代表取締役 会長就任（現在に至る） 平成27年6月 当社取締役会議長（現在に至る） 【取締役候補者とした理由】 昨年6月に代表取締役 会長に就任。取締役会議長として、取締役会を適切に運営し、コーポレートガバナンスの強化を通じて企業価値の向上に注力しています。平成21年から27年までの6年間、社長を務めた高い見識と豊富な経験・実績を有していることから、取締役会の重要事項の意思決定機能と業務執行の監視・監督機能の強化に適任と判断し、引き続き取締役候補者としたしました。 | 57,235株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------|--|------------|
| 2 | うえだてるひさ 上田輝久 (昭和32年5月14日) | 昭和57年 4月 当社入社 平成19年 6月 当社執行役員 平成19年 6月 当社分析計測事業部副事業部長 平成23年 6月 当社取締役就任 平成23年 6月 当社分析計測事業部長 平成25年 6月 当社常務執行役員就任 平成26年 6月 当社専務執行役員就任 平成27年 6月 当社代表取締役 社長就任 (現在に至る) 平成27年 6月 当社CEO (現在に至る) | 13,344株 |
| | | 【取締役候補者とした理由】 昨年6月に代表取締役 社長に就任。CEOとして当社グループの業務執行を担い、中期経営計画の推進の陣頭指揮を執り、企業価値の向上に注力しています。平成23年から27年まで分析計測事業部長として同事業の発展を牽引した強いリーダーシップと豊富な経験・実績を有していることから、当社グループのさらなる成長、そして経営ビジョンである「真のグローバル企業」に向かって企業価値を高めていくために適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。 | |
| 3 | すずき さとる 鈴木 悟 (昭和30年1月10日) | 昭和53年 3月 当社入社 平成16年 4月 当社医用機器事業部副事業部長 平成17年 4月 シマヅ プレシジョン インストルメンツ インク (米国) 副社長 平成19年 6月 当社取締役就任 平成19年 6月 当社医用機器事業部長 平成24年 6月 当社常務取締役就任 平成24年 6月 当社技術研究担当 (現在に至る) 平成25年 6月 当社取締役就任 (現在に至る) 平成25年 6月 当社専務執行役員就任 平成27年 6月 当社上席専務執行役員就任 (現在に至る) 平成27年 6月 当社社長補佐 (現在に至る) 平成27年 6月 当社リスクマネジメント・CS担当 (現在に至る) | 12,813株 |
| | | 【取締役候補者とした理由】 昨年6月に上席専務執行役員に就任。社長補佐そしてリスクマネジメント・技術研究・CS (品質保証部門と顧客満足向上推進の統括部門) を担当し、取締役会への説明責任を果たし、重要な業務執行の意思決定に参画しています。当社海外子会社の経営や医用機器事業部長を務めた豊富な経験と実績を有していることから、当社が「真のグローバル企業」に向かって、企業価値を高めていくために適任と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。 | |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社 株式の数 |
|-----------|---|---|----------------|
| 4 | ふじ の ひろし 藤 野 寛 (昭和 30 年 6 月 21 日) | 昭和54年 4月 当社入社 平成17年 6月 当社国際本部長 平成19年 6月 当社執行役員 平成21年 6月 当社経営戦略室長 平成24年 6月 当社取締役就任 (現在に至る) 平成24年 6月 当社経営戦略・I R担当 (現在に至る) 平成25年 6月 当社常務執行役員就任 平成25年 6月 当社広報担当 (現在に至る) 平成27年 6月 当社専務執行役員就任 (現在に至る) 平成27年 6月 当社地球環境管理担当 (現在に至る) 【取締役候補者とした理由】 昨年6月に専務執行役員に就任。主に経営戦略を担当し、取締役会への説明責任を果たし、重要な業務執行の意思決定に参画しています。豊富な海外経験と知見を有していることから、当社が「真のグローバル企業」に向かって、企業価値を高めていくために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | 16,038 株 |
| 5 | み うら やす お 三 浦 泰 夫 (昭和 32 年 4 月 25 日) | 昭和55年 4月 当社入社 平成17年 4月 当社経営戦略室長 平成19年 6月 当社執行役員 平成21年 6月 シマツ オイローパ ゲーエムバーハー (ドイツ) 社長 平成25年 6月 当社取締役就任 (現在に至る) 平成25年 6月 当社常務執行役員就任 (現在に至る) 平成25年 6月 当社経理・営業担当 (現在に至る) 平成27年 6月 当社東京支社長 (現在に至る) 【取締役候補者とした理由】 平成25年6月に常務執行役員に就任。経理と営業を担当し、取締役会への説明責任を果たし、重要な業務執行の意思決定に参画しています。営業部門や海外子会社経営の経験と知見を有していることから、当社が「真のグローバル企業」に向かって、企業価値を高めていくために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。 | 13,246 株 |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社 株式の数 |
|-----------|--|--|----------------|
| 6 | にし はら かつ とし 西 原 克 年 (昭和 29 年 7 月 14 日) | <p>昭和55年 4月 当社入社 平成15年10月 当社法務部長 平成19年 6月 当社執行役員 平成21年 6月 当社取締役就任 平成21年 6月 当社総務担当 (現在に至る) 平成23年 6月 当社内部統制担当、リスクマネジメント副担当 (現在に至る) 平成24年 6月 当社法務担当 (現在に至る) 平成25年 6月 当社専務執行役員就任 (現在に至る) 平成25年 6月 当社人事担当 (現在に至る) 平成27年 6月 当社取締役就任 (現在に至る)</p> <p>【取締役候補者とした理由】 平成25年6月に専務執行役員に就任。人事・法務・総務・内部統制担当、そしてリスクマネジメント副担当として、取締役会への説明責任を果たし、重要な業務執行の意思決定に参画しています。長年にわたる全社管理部門の豊富な経験と知見を有していることから、当社が「真のグローバル企業」に向かって、企業価値を高めていくために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | 29,835 株 |
| 7 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">社外取締役候補者</div> <p>さわ ぐち みのる 澤 口 実 (昭和 41 年 7 月 23 日)</p> | <p>平成 5年 4月 弁護士登録 平成 5年 4月 森綜合法律事務所 (現 森・濱田松本法律事務所) 入所 (現在に至る) 平成25年 6月 当社取締役就任 (現在に至る)</p> <p>[重要な兼職の状況] 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授</p> <p>【社外取締役候補者とした理由】 企業法務やコーポレートガバナンスに関わる豊富な経験から、経営に関する高い見識と監督能力を持たれ、当社の経営を適切に監督いただいております。当社の持続的な企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き取締役候補者となりました。なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> | 0 株 |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|-------|--|---|------------|
| 8 | <div data-bbox="243 387 470 427" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役候補者</div> <p data-bbox="243 450 495 541">ふじ わら たけ つぐ 藤原 健嗣 (昭和22年2月19日)</p> | <p data-bbox="521 201 1211 254">昭和44年 4月 旭化成工業株式会社（現 旭化成株式会社）入社</p> <p data-bbox="521 261 878 288">平成12年 6月 同社取締役就任</p> <p data-bbox="521 296 979 323">平成21年 4月 同社副社長執行役員就任</p> <p data-bbox="521 331 878 358">平成21年 6月 同社取締役就任</p> <p data-bbox="521 365 1180 393">平成22年 4月 同社代表取締役社長 兼 社長執行役員就任</p> <p data-bbox="521 400 878 427">平成26年 4月 同社副会長就任</p> <p data-bbox="521 435 1040 462">平成26年 6月 当社取締役就任（現在に至る）</p> <p data-bbox="521 470 1206 497">平成27年 6月 旭化成株式会社常任相談役就任（現在に至る）</p> <p data-bbox="521 505 752 532">〔重要な兼職の状況〕</p> <p data-bbox="521 539 867 567">コクヨ株式会社 社外取締役</p> <p data-bbox="521 574 867 601">株式会社IHI 社外取締役</p> <p data-bbox="521 609 878 636">【社外取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="521 644 1362 734">長年にわたりグローバル企業の経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を持たれ、当社の経営を適切に監督いただいております。当社の持続的な企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p> | 1,410株 |
| 9 | <div data-bbox="243 941 394 982" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任候補者</div> <div data-bbox="243 994 470 1035" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外取締役候補者</div> <p data-bbox="243 1055 495 1146">わだ ひろ こ 和田 浩子 (昭和27年5月4日)</p> | <p data-bbox="521 745 1211 836">昭和52年 4月 プロクター・アンド・ギャンブル・サンホーム株式会社（現 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社）入社</p> <p data-bbox="521 843 1211 934">平成10年 1月 米プロクター・アンド・ギャンブル社ヴァイスプレジデント就任、コーポレートニューベンチャー・アジア担当</p> <p data-bbox="521 941 1130 969">平成13年 3月 ダイソン株式会社代表取締役社長就任</p> <p data-bbox="521 976 1211 1029">平成16年 4月 日本トイザラス株式会社代表取締役社長 兼 最高業務執行責任者就任</p> <p data-bbox="521 1037 1055 1064">平成16年11月 Office WaDa開設（現在に至る）</p> <p data-bbox="521 1072 1211 1124">平成21年 5月 株式会社アデランスホールディングス（現株式会社アデランス）社外取締役就任</p> <p data-bbox="521 1132 1211 1185">平成28年 4月 大塚製薬株式会社ニュートラシューティカルズ事業部アドバイザー就任（現在に至る）</p> <p data-bbox="521 1192 878 1220">【社外取締役候補者とした理由】</p> <p data-bbox="521 1227 1362 1347">国際経験が豊富で、外資系企業の日本法人トップを経て起業され、多様な経営実績と幅広い見識を持っています。当社の持続的な企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、新任の社外取締役候補者といたしました。</p> | 0株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 澤口実、藤原健嗣および和田浩子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 澤口実および藤原健嗣の両氏が当社社外取締役として在任中の第153期に、当社は社内調査の結果、航空機器事業部の防衛省との修理契約において一部契約履行上の問題があることが判明しました。両氏は取締役として、平素より法令遵守の観点から提言等を行ってまいりました。なお、当該事実が判明した後においては、徹底した調査の要請、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っております。
4. 澤口実氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。藤原健嗣氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. ①当社は澤口実および藤原健嗣の両氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、両氏はその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。
- ②和田浩子氏が取締役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同氏はその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。
6. 澤口実、藤原健嗣および和田浩子の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしております。なお、当社が定めている社外役員の独立性基準は、13頁に記載のとおりです。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 飯田隆氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたします。

監査役候補者はつぎのとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社株式の数 |
|---|---|------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外監査役候補者</div> いいだ たかし 飯田 隆 (昭和21年9月5日) | 昭和49年 4月 弁護士登録 昭和49年 4月 森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）入所 平成 9年 4月 日本弁護士連合会常務理事 平成18年 4月 第二東京弁護士会会長 平成18年 4月 日本弁護士連合会副会長 平成24年 1月 宏和法律事務所開設（現在に至る） 平成24年 6月 当社監査役就任（現在に至る） 【重要な兼職の状況】 アルプス電気株式会社 社外取締役 日本電信電話株式会社 社外監査役 【社外監査役候補者とした理由】 長年にわたる弁護士としての専門知識・経験を持たれ、また法律事務所の経営者、そして各社における社外取締役または社外監査役として、豊富な経験を活かして、当社取締役会で積極的に意見を述べられ、監査役としての役割・責務を果たしていただいております。当社のガバナンス強化のために適任と判断し、引き続き、監査役候補者といいたしました。なお、同氏は企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと考えております。 | 2,000株 |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 飯田隆氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。
3. 飯田隆氏が当社社外監査役として在任中の平成25年1月25日（第150期）に、航空機器に関する防衛省との契約で作業時間を過大に請求している案件があることが判明し、防衛省より指名停止の措置を受けました。また同氏が在任中の第153期に、当社は社内調査の結果、航空機器事業部の防衛省との修理契約において一部契約履行上の問題があることが判明しました。同氏は監査役として、平素より法令遵守の観点から提言等を行ってまいりました。また、当該事実がそれぞれ判明した後においては、全容解明、原因究明のための徹底した調査の要請、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っております。
4. 飯田隆氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

5. 当社は飯田隆氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏がその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。
6. 飯田隆氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしており、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届出ております。なお、当社が定めている社外役員の独立性基準は、13頁に記載のとおりです。

第4号議案 補欠の監査役1名選任の件

法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、社外監査役の補欠として監査役1名の選任をお願いいたします。

補欠の監査役候補者はつぎのとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

| 氏 名 (生 年 月 日) | 略歴および重要な兼職の状況 | 所有する当社 株 式 の 数 |
|---|--|-------------------|
| <p>補欠の社外監査役候補者</p> <p>むろ うち まさ と 室 内 聖 人 (昭和36年2月19日)</p> | <p>昭和59年 4月 大日本塗料株式会社入社 平成21年 4月 同社スペシャリティ事業部門 スペシャリティ事業部長 平成22年10月 同社技術開発部門 技術企画室長 平成23年 4月 同社スペシャリティ事業部門 新事業創出室長 平成24年 4月 同社執行役員 平成24年 4月 同社技術開発部門副部門長 平成26年 4月 同社技術開発部門長 平成26年 6月 同社取締役就任（現在に至る） 平成28年 4月 同社技術開発部門統括（現在に至る）</p> <p>【補欠の社外監査役候補者とした理由】 大日本塗料株式会社の取締役を務められ、同社の経営に関与されている経験に基づいて、当社の社外監査役としての役割を果たしていただくことが期待できるため、新任の補欠の社外監査役候補者といたしました。</p> | 0株 |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 室内聖人氏は、補欠の社外監査役の候補者であります。
3. 室内聖人氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、同氏はその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。
4. 室内聖人氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件および当社が定めている社外役員の独立性基準をそれぞれ満たしております。なお、当社が定めている社外役員の独立性基準は、13頁に記載のとおりです。

以 上

(ご参考) 社外役員の独立性基準

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役（候補者を含む）は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断しています。

- (1) 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度においてその者の年間連結総売上高2%以上の額の支払いを、当社から受けた者とする。）またはその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先（直近事業年度において当社の年間連結総売上高2%以上の額の支払いを当社に行った者とする。）またはその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている（直近事業年度において役員報酬以外に1,000万円の額以上の金銭または財産を当社から得ていることを言う。）コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者を言う。）
- (4) 最近1年間において、(1) から (3) までのいずれかに該当していた者
- (5) 次の1. から3. までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
 1. (1) から (4) までに掲げる者
 2. 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
 3. 最近1年間において、2. または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国では雇用環境の改善や堅調な個人消費により、景気の回復が続きました。欧州では債務問題などがあるものの、景気は緩やかに回復しました。また、中国では設備投資の抑制などもあり、景気は緩やかに減速しましたが、東南アジアでは景気の持ち直しの動きがみられ、インドでは景気の回復が続きました。日本経済は、積極的な金融政策等の下、個人消費に弱さもみられるものの、為替の動向などを背景に企業収益・雇用情勢の改善が見られ、緩やかな回復基調が続きました。

このような情勢のもとで当社グループは、中期経営計画に沿って、世界ナンバーワン・オンリーワン商品の投入、先進的な研究機関・大学や企業との共同研究の拡充、新興国市場での事業基盤の強化、アフターマーケット事業の拡大、新規事業の展開など、成長に向けた施策を積極的に進めています。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は3,422億3千6百万円(前年度比8.7%増)となり、営業利益は357億1百万円(同31.3%増)、経常利益は348億4千万円(同22.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は238億9千9百万円(同29.6%増)となりました。

事業別の状況はつぎのとおりであります。

計測機器事業

日本では、民需が好調で、医薬・化学分野において液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフが増加し、輸送機関連分野において試験機が伸びました。

北米では、病院や臨床検査機関向けなどのヘルスケア分野が堅調で、液体クロマトグラフ、質量分析計が好調に推移しました。欧州では、製薬・食品分野が好調で液体クロマトグラフが増加しました。中国では、民需においては製薬分野等での投資が引き続き堅調で、液体クロマトグラフや質量分析計、ガスクロマトグラフが好調に推移しました。また、食品安全に関する大型プロジェクトなどの官公需もあり、液体クロマトグラフやガスクロマトグラフが好調に推移しました。東南アジアは政府の景気対策による官公需の増加で、インドは製薬分野の設備投資の増加で、液体クロマトグラフや質量分析計がそれぞれ好調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は、2,084億2百万円(前年度比8.2%増)となりました。

医用機器事業

日本では、前年度の消費税増税の影響から回復し、X線テレビシステムや一般撮影装置が増加しました。

北米では、新製品の投入効果などもあり、デジタル式回診用X線撮影装置やX線テレビシステムが大きく伸びました。また東南アジアでも、高画質・低被ばくを実現した血管撮影システムや市場ニーズに合致した多目的のX線テレビシステムが好調で、売上が増加しました。欧州では複数の診断に対応できるハイエンドのX線テレビシステムが好調でした。また東欧や中近東で大口径案件があり、売上が増加しました。一方、中国では入札手続きの長期化や競合激化が続き、厳しく推移しました。

この結果、当事業の売上高は、645億9千7百万円(前年度比8.7%増)となりました。

航空機器事業

海外では、B787機の増産によりボーイング社向けの旅客機用搭載機器の増加や、エアライン向けの補用品が拡大し、順調に推移しました。日本では、機体会社向けの大型哨戒機(P-1)などの搭載機器が好調で、また防衛省向けも堅調に推移し、売上が増加しました。

この結果、当事業の売上高は、288億4千8百万円(前年度比16.1%増)となりました。

産業機器事業

ターボ分子ポンプは、日本・北米・韓国で、半導体製造装置および液晶製造装置向けを中心に増加しました。ガラスワインダーは中国で大口径案件があり、また工業炉も国内向けが好調で、それぞれ売上が増加しました。油圧機器は、中国の市況低迷の影響を受けましたが、日本での売上の増加もあり、全体の売上は微増となりました。

この結果、当事業の売上高は、335億1千7百万円(前年度比8.2%増)となりました。

その他の事業

当事業の売上高は、68億7千万円と前年度比横ばいとなりました。

事業別売上高

| 事業区分 | 金額(百万円) | 前年度比(%) | 構成比(%) |
|-------------|----------------------|--------------|-------------|
| 計測機器事業 | 208,402 | 108 | 61 |
| 医用機器事業 | 64,597 | 109 | 19 |
| 航空機器事業 | 28,848 | 116 | 8 |
| 産業機器事業 | 33,517 | 108 | 10 |
| その他の事業 | 6,870 | 100 | 2 |
| 計 (うち海外) | 342,236 (174,296) | 109 (111) | 100 (51) |

(2) 設備投資の状況

研究開発の充実、生産能力の拡大や生産の効率化等のための設備投資を行い、ソフトウェアを含む当連結会計年度中における設備投資額は120億円となりました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に社債および新株式の発行による資金調達はしていません。

(4) 財産および損益の状況の推移

| 区分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 (当連結会計年度) |
|------------------------------|---------|---------|---------|---------------------|
| 売上高 (百万円) | 264,048 | 307,532 | 314,702 | 342,236 |
| 営業利益 (百万円) | 12,116 | 24,018 | 27,189 | 35,701 |
| 経常利益 (百万円) | 13,472 | 24,804 | 28,377 | 34,840 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円) | 7,578 | 9,724 | 18,445 | 23,899 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 25.69 | 32.97 | 62.55 | 81.05 |
| 総資産 (百万円) | 300,259 | 340,715 | 339,832 | 349,798 |
| 純資産 (百万円) | 173,429 | 181,994 | 210,017 | 219,971 |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除した株式数)により算出しております。

(5) 対処すべき課題

2016年度の見通しにつきましては、欧州や中国、また中近東・南米の資源国を中心とした新興国などで経済の先行きに不透明感が強まっていますが、堅調な米国経済などが牽引し、全体的には緩やかな成長が続くものと期待されます。日本では、海外経済動向および為替の円高傾向により景気の下振れリスクが懸念されるものの、緩やかな景気回復が続くものと予想されます。

このような状況の中で、当社グループは、「真のグローバル企業へ」という長期ビジョンのもと、2014年4月から3カ年中期経営計画を進めてきました。本計画では「世界の顧客の成長に資するイノベティブカンパニー」を目指すという基本方針のもと、引き続き、企業価値を高める成長戦略、収益構造の改善、グローバル組織・体制の強化を進めています。

2015年度は、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の全てにおいて、過去最高の業績を達成することができました。

2016年度は、現中期経営計画の最終年度であり、以下の諸施策を着実に実行し、積極的に事業を展開していきます。

1) 企業価値を高める成長戦略の完遂と具体化

成長戦略では、地域特有の市場構造の変化を素早くかつ的確に捉え、顧客の成長と新たな市場の創造につながる革新的なソリューション提供に挑戦し続けていきます。具体的には、以下の通りです。

- ①地域毎の顧客ニーズへの対応力向上や競合との差別化をより一段高いレベルで実現するために、自社と外部との強みを融合させたオープンイノベーションを図り、業績拡大を図ります。
- ②社会が抱える課題・ニーズを的確に把握し、当社技術と外部技術の融合を図ることで、ナンバーワン・オンリーワン商品の開発とソリューションの提案をさらに積極的に進めます。
- ③先端医療分野における計測機器事業と医用機器事業の相互連携の強化により、他社との差別化につながる製品やソリューションの提供などに挑戦していくことで、新たな事業領域への展開を推進します。
- ④IoT技術を活用した資産管理、稼働状況管理、双方向リモートメンテナンスなど、クラウド・ネットワークを基盤としたアフターマーケット事業の成長を加速させます。

2) 収益構造の改善とグローバル組織・体制の強化

- ①収益構造の改善では、海外生産の規模拡大と現地化比率の向上、内製化、部品の標準化・共通化等による設計に遡ったコストダウンを推進するとともに、棚卸資産の削減にも取り組みます。
- ②グローバルな視点で活躍できる人材育成策の強化と適所適財を積極的に推進します。また、女性、シニア、外国人の活躍に向けた制度の整備やCSRへの取り組みを積極的に進めます。

これらの諸施策を確実に実行するとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けて、2017年度（第155期）から始まる予定の新しい中期経営計画を策定し、今後のさらなる発展を目指します。

計測機器事業

当社グループのブランド力を向上させ、世界の競合を制して、グローバル市場でシェア拡大を図るために、ヘルスケア、食品安全、環境など大きな成長が見込める市場を確実に見極め、以下の取り組みを中心に進めます。

- ①顧客の潜在ニーズの把握力と当社が保有する技術力の向上を図り、質量分析計やクロマトグラフを中心にオンリーワン、ナンバーワンの新製品・システムの開発を進めます。
- ②米国・中国に続き、欧州・東南アジアで開設予定の「イノベーションセンター」の機能を活用し、先進的な顧客との高度な研究に取り組むことで潜在ニーズをつかむとともに、地域特有のニーズを反映したアプリケーションの開発に取り組みます。
- ③新規事業を推進するために、分子診断事業や細胞解析事業では、製品・アプリケーションの開発や販売戦略の強化など、ビジネス拡大に向けた施策を積極的に実行していきます。
- ④成長市場での事業拡大のために、中国市場では、中国開発センターによる現地ニーズに対応した製品開発を強化し、またアセアン地域では、マレーシアの新工場の早期稼動を図り、現地の販売会社とともに、製販両面での事業基盤の構築を進めます。
- ⑤アフターマーケット事業の拡大のために、ネットワーク技術等を駆使して世界各拠点の装置の稼動状況を把握し、顧客の資産管理運用コストの削減と装置のダウンタイム短縮に繋げるなど、IoTによる新たなサービス事業の立ち上げを進め、顧客満足度の向上を図ります。

医用機器事業

従来からの画像診断分野だけではなく治療支援分野への事業領域拡大などによる収益性改善を目指し、以下の取組みを中心に進めます。

- ①収益性を高めるために、がんなどの早期診断や手術、治療を支援する乳房専用PET装置、近赤外蛍光イメージングカメラシステム、放射線治療支援システム等、他社にない特長ある製品の売上拡大に努めます。
- ②血管撮影システムを海外で拡販するために、専任者を海外に配置し、地域毎の販売戦略を実行します。
- ③アフターマーケット事業を拡大するために、日本だけでなく海外においてもリモートメンテナンスサービスを強化します。

航空機器事業

民航ビジネスの収益改善・早期の拡大を目指し、以下の取組みを中心に進めます。

- ①米国新工場を軌道にのせて生産能力を高め、グローバルな視点で徹底したコストダウンを進めるとともに、エアライン向けのアフターマーケット事業にも注力していきます。
- ②これまで培った技術をベースに将来の民間航空機の需要に向けた研究開発に取り組みます。

産業機器事業

ターボ分子ポンプは、用途拡大と収益性の向上を目指し、以下の取組みを中心に進めます。

- ①市場ニーズに合わせた製品ラインナップを拡充し、グローバルに事業拡大を進めます。
- ②アフターマーケット事業を拡大するため、中国や欧州でのサービス拠点の立ち上げを進め、収益性の改善と業績の安定化を図ります。

油圧機器は、海外での事業拡大を図ります。欧米では積極的な販売戦略を展開し、中国では農業機械や建設機械等の市場開拓を進め、他の地域へも拡販を推進し、さらなる事業拡大を目指します。

当社は社内調査の結果、航空機器事業部の防衛省との修理契約において一部契約履行上の問題があることが判明し、本件を防衛省に報告しました。当社は、内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

株主の皆様には、今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(6) 主要な事業内容

つぎの主要製品の製造・販売およびこれらに関連する業務を行っております。

| 事業区分 | 主要製品等 |
|--------|---|
| 計測機器事業 | 光分析装置・表面分析装置・表面観察装置・質量分析計・クロマト分析装置・熱分析装置・臨床化学検査機器・遺伝子解析装置・タンパク質解析装置・バイオ試薬・はかり・粉粒体測定器・環境測定機器・プロセス計測制御計器・プロセス分析機器・環境関連計装システム・材料試験機・構造物試験機・工業用X線検査装置・動釣合試験機・光学デバイス・小形分光器・レーザ機器 |
| 医用機器事業 | 診断用X線装置・診断用核医学装置・近赤外光イメージング装置・放射線治療用関連装置・医療情報システム |
| 航空機器事業 | 航空機搭載電子機器・航空機搭載機械機器・地上支援器材・磁気応用計測機器 |
| 産業機器事業 | 太陽電池成膜装置・太陽電池セル検査装置・高速スパッタ装置・真空機器・液送機器・油圧機器・ガラス繊維巻取機・真空熱処理機器 |
| その他の事業 | 不動産賃貸・不動産管理・ソフトウェア開発・製品設計・建設舗床業等 |

(7) 重要な子会社等の状況

1) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|--|----------------------|------------|------------------------------------|
| 島津メクテム株式会社 | 百万円 100 | % 100.0 | 産業機器の製造販売 |
| 株式会社島津理化 | 百万円 30 | % 100.0 | 教育用機器および理化学機器の製造販売 |
| 株式会社島津テクノリサーチ | 百万円 80 | % 100.0 | 分析、測定、試験検査業務 |
| 島津システムソリューションズ株式会社 | 百万円 490 | % 100.0 | 各種計器の製造、販売および計装技術サービス業務 |
| 島津サイエンス 東日本株式会社 | 百万円 75 | % 100.0 | 計測機器、試験検査機器等の販売 |
| 島津サイエンス 西日本株式会社 | 百万円 34 | % 100.0 | 計測機器、試験検査機器等の販売 |
| 株式会社島津アクセス | 百万円 55 | % 100.0 | 計測機器、試験検査機器等の据付修理等のサービス業務 |
| 島津メディカル システムズ株式会社 | 百万円 115 | % 100.0 | 医用機器の販売、据付修理等のサービス業務 |
| 島津エミット株式会社 | 百万円 40 | % 100.0 | 産業機器の製造販売および据付修理等のサービス業務 |
| シマツサイエンティフィック インスツルメンツ インク (アメリカ) | 千米ドル 10,500 | % 100.0 | 計測機器の販売 |
| シマツプレジジョン インスツルメンツ インク (アメリカ) | 千米ドル 10,200 | % 100.0 | 航空機用装備品の購入、製造、販売および医用機器、産業機器の販売 |
| クレイトスグループ ピーエルシー (イギリス) | 千スターリングポンド 26,750 | % 100.0 | 計測機器の製造販売 |
| シマツオイローパ ゲーエムベーハー (ドイツ) | 千ユーロ 15,594 | % 100.0 | 欧州地域販売子会社の統括、計測機器および医用機器の販売 |
| シマツ(エイシアパシフィック) プライベートリミテッド (シンガポール) | 千シンガポールドル 3,150 | % 100.0 | アジア・オセアニア地域販売子会社の統括、計測機器および医用機器の販売 |
| 島津(香港)有限公司 (中国) | 千香港ドル 3,000 | % 100.0 | 計測機器、医用機器および産業機器の販売 |
| シマツミドルイーストアンド アフリカエフゼットイー (アラブ首長国連邦) | 千ディルハム 4,000 | % 100.0 | 計測機器および医用機器の販売 |

(注) 1. 重要な子会社(16社)を記載しました。
2. 出資比率は、間接所有によるものを含みます。

上記の重要な子会社16社を含む当連結会計年度の連結子会社は、前年度比1社減の73社であります。

2) その他

ハネウェル・インターナショナル社（アメリカ）などと航空機用装備品に関する技術提携を行っております。

(8) 主要な営業所および工場

1) 当社の主要な営業所および工場

本 社 : 京都市中京区西ノ京桑原町1番地
支 社 : 東京、関西（大阪市）
支 店 : 京都、九州（福岡市）、名古屋、横浜、北関東（さいたま市）、神戸、つくば、広島、東北（仙台市）、札幌、四国（高松市）、静岡
工 場 : 三条、紫野（いずれも京都市）、厚木（厚木市）、秦野（秦野市）、瀬田（大津市）
研 究 所 : 基盤技術研究所（京都府精華町、東京都千代田区）、田中耕一記念質量分析研究所（京都市）

2) 子会社の主要な営業所および工場

島津メクテム株式会社：本社工場（大津市）
株式会社島津理化：本社（東京都江東区）
株式会社島津テクノロジー：本社（京都市）
島津システムソリューションズ株式会社：本社（京都市）
島津サイエンス東日本株式会社：本社（東京都台東区）
島津サイエンス西日本株式会社：本社（大阪市）
株式会社島津アクセス：本社（東京都台東区）
島津メディカルシステムズ株式会社：本社（大阪市）
島津エミット株式会社：本社（大阪市）
シマヅ サイエントィフィック インストルメンツ インク：本社（アメリカ）
シマヅ プレシジョン インストルメンツ インク：本社（アメリカ）
クレイトス グループ ピーエルシー：本社工場（イギリス）
シマヅ オイローパ ゲーエムバーハー：本社（ドイツ）
シマヅ（エイシア パシフィック）プライベート リミテッド：本社（シンガポール）
島津（香港）有限公司：本社（中国）
シマヅ ミドル イースト アンド アフリカ エフゼットイー：本社（アラブ首長国連邦）

(9) 従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数（人） |
|--------|---------|
| 計測機器事業 | 6,420 |
| 医用機器事業 | 1,808 |
| 航空機器事業 | 440 |
| 産業機器事業 | 813 |
| その他の事業 | 777 |
| 全社（共通） | 836 |
| 合計 | 11,094 |

(注) 1. 従業員数は就業可能人員数で記載しております。従業員数は前年度末に比べて215人増加しております。

2. 上記のうち当社の従業員数は3,160人（前期末比6人増）であります。

(10) 主要な借入先

| 借入先 | 借入金残高（百万円） |
|---------------|------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,488 |
| 株式会社京都銀行 | 998 |
| 株式会社滋賀銀行 | 778 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 280 |

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 800,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 296,070,227株
 (3) 株主数 20,783名
 (前期末比2,215名減)
 (4) 大株主(上位10名)

| 株主名 | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|--------------------------------|---------|---------|
| 明治安田生命保険相互会社 | 20,742 | 7.04 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) | 20,716 | 7.03 |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口) | 15,496 | 5.26 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 7,672 | 2.60 |
| 太陽生命保険株式会社 | 7,411 | 2.51 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 6,287 | 2.13 |
| 全国共済農業協同組合連合会 | 6,101 | 2.07 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口9) | 6,042 | 2.05 |
| 株式会社京都銀行 | 4,922 | 1.67 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 4,205 | 1.43 |

(注) 持株比率は、自己株式(1,230,705株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 地位 | 氏名 | 重要な兼職の状況等 |
|---------------|-------|---|
| 代表取締役 | 中本 晃 | |
| 代表取締役 | 上田 輝久 | |
| 取締役 | 鈴木 悟 | |
| 取締役 | 藤野 寛 | |
| 取締役 | 三浦 泰夫 | |
| 取締役 | 西原 克年 | |
| 取締役 (非常勤) | 澤口 実 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |
| 取締役 (非常勤) | 藤原 健嗣 | 旭化成株式会社 常任相談役 コクヨ株式会社 社外取締役 株式会社IHI 社外取締役 |
| 常任監査役 (常勤) | 藤井 浩之 | 大日本塗料株式会社 社外監査役 |
| 監査役 (常勤) | 上松 幸治 | |
| 監査役 (非常勤) | 飯田 隆 | 宏和法律事務所 代表弁護士 アルプス電気株式会社 社外取締役 日本電信電話株式会社 社外監査役 |
| 監査役 (非常勤) | 西尾 方宏 | 西尾公認会計士事務所 所長 立命館大学大学院経営管理研究科 専任教授 |

- (注) 1. 取締役澤口実および藤原健嗣は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、両取締役は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。
2. 監査役飯田隆および西尾方宏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は、両監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
3. 監査役上松幸治は、金融機関における長年の経験があり、また監査役西尾方宏は、公認会計士としての長年の経験があり、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社と社外役員の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。
5. 当期中の取締役および監査役の異動は以下のとおりであります。

- (1) 平成27年6月26日新たに就任
- 取締役 西原 克年
監査役 西尾 方宏
- (2) 平成27年6月26日任期満了により退任
- 取締役 服部 重彦
取締役 小脇 一朗
監査役 上田 温之

6. 当社では、適正なコーポレート・ガバナンスのもとで、的確・迅速な経營業務の執行を行う体制を強化するため、業務執行役員制度を導入しています。

平成28年3月31日現在の業務執行役員の体制はつぎのとおりです。 (※印は取締役です)

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 |
|-----------------|-----------|---|
| 会 長 | 中 本 晃 ※ | 取締役会議長 |
| 社 長 | 上 田 輝 久 ※ | C E O |
| 上 席 専 務 執 行 役 員 | 鈴 木 悟 ※ | 社長補佐、リスクマネジメント・技術研究・CS担当 |
| 専務執行役員 | 安 藤 修 | 航空機器事業部長 |
| 専務執行役員 | 西 原 克 年 ※ | 人事・法務・総務・内部統制担当 リスクマネジメント副担当 |
| 専務執行役員 | 藤 野 寛 ※ | 経営戦略・IR・広報・地球環境管理担当 |
| 常務執行役員 | 古 澤 宏 二 | 島津（香港）有限公司 社長 |
| 常務執行役員 | 三 浦 泰 夫 ※ | 経理・営業担当、東京支社長 |
| 常務執行役員 | 徳 増 安 則 | 営業副担当、フルイディクス事業部長 |
| 常務執行役員 | 馬 瀬 嘉 昭 | 製造・情報システム担当、業務システム統括部長 |
| 常務執行役員 | 伊 藤 邦 昌 | 医用機器事業部長 |
| 常務執行役員 | 丸 山 秀 三 | 分析計測事業部長 |
| 常務執行役員 | 稲 垣 史 則 | 経営戦略・営業副担当 |
| 上席執行役員 | 御 石 浩 三 | 分析計測事業部 副事業部長 兼 ライフサイエンス事業統括部長 |
| 執 行 役 員 | 井 村 公 信 | シマツ（エイシア パシフィック）プライベート リミテッド（シンガポール）社長 |
| 執 行 役 員 | 篠 原 真 | 産業機械事業部長 |
| 執 行 役 員 | 谷 垣 哲 也 | 広報室長 |
| 執 行 役 員 | 山 本 靖 則 | シマツ オイローパ ゲーエムベアー（ドイツ）社長 |
| 執 行 役 員 | 平 田 権 一 郎 | 人事部長 |
| 執 行 役 員 | 北 岡 光 夫 | 基盤技術研究所長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役澤口美および藤原健嗣ならびに監査役飯田隆および西尾方宏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該社外役員がその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 10名 424百万円 (うち社外 2名 21百万円)
監査役 5名 76百万円 (うち社外 3名 17百万円)

(注) 上記には、平成27年6月26日付で退任した取締役2名および監査役1名の分が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

当期における主な活動状況

| 地位 | 氏名 | 出席状況 | 主な発言状況 |
|-----|-------|--|--------------------------------------|
| 取締役 | 澤口 実 | 取締役会 16回中15回 | 弁護士としての豊かな経験・専門的見地に基づき発言を行っております。 |
| 取締役 | 藤原 健嗣 | 取締役会 16回中16回 | 他社における取締役としての豊かな経験・知見に基づき発言を行っております。 |
| 監査役 | 飯田 隆 | 取締役会 16回中15回 監査役会 19回中18回 | 弁護士としての豊かな経験・専門的見地に基づき発言を行っております。 |
| 監査役 | 西尾 方宏 | 取締役会 11回中11回 監査役会 11回中11回 (当社監査役就任後) | 公認会計士としての豊かな経験・専門的見地に基づき発言を行っております。 |

当社は社内調査の結果、航空機器事業部の防衛省との修理契約において一部契約履行上の問題があることが判明しました。取締役澤口実、藤原健嗣および監査役飯田隆、西尾方宏は、いずれも事前には当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の観点から提言などを行ってまいりました。なお、当該事実が判明した後においては、徹底した調査の要請、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

- 1) 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査業務）に係る報酬等の額

87百万円

- 2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

88百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の概要、会計監査人の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社はいずれも当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性、監査の品質確保および効率性の観点から会計監査人を選任する方針であり、その方針に沿った職務の遂行に支障があると認められる場合には、会社法第344条の規定に基づき株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められた場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備および運用に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制は企業として経営戦略や事業目的等を達成していくための組織運営上の重要な仕組みであります。当社では内部統制を企業倫理・コンプライアンスを含めリスクマネジメントと一体となって機能させ、また、その有効性を適宜検証し、常に内部統制体制の改善と強化を図ります。

かかる認識のもと、当社およびグループ会社の取締役、業務執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合すること、ならびに当社およびグループ会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、当社の内部統制体制を以下のとおり整備しております。

【職務執行体制】

1. 当社は、当社およびグループ会社の業務執行を適正かつ効率的に行うための体制として、次のような経営体制をとる。すなわち、経営方針、および業務執行上の重要な事項の決定を行う意思決定機関として、また、株主総会で選任される取締役ならびに取締役会で選任される業務執行役員の職務執行を監視・監督する機関として取締役会を置く。加えて、社外取締役を置くことで、適正な業務執行に関する監視・監督機能の強化を図る。

会長を議長とする取締役会による意思決定のもと業務執行を行う最高執行機関として執行役員会を置く。業務執行の最高責任者である社長を長とする執行役員会では、各業務執行役員が経営情報を共有するとともに、重要な経営事項を審議し、社長の経営の執行を補佐する。また、業務執行役員は、取締役会で委嘱された事業部門および営業・技術・製造・管理やリスクマネジメントなどの各機能を担い、効率的かつ適正な業務執行を行う。

取締役の職務の執行を監査するための機関として、監査役会を置く。

2. 当社の取締役の職務執行上の重要な決定に関する記録その他経営上重要な情報、ならびに法令により保存が義務付けられる文書は、関連規定に従って保存する。
3. 当社およびグループ会社は、業務運営に関する諸規定を体系的に整備し、職務権限を明確にし、業務執行が適正かつ効率的に行われるようにする。
4. 当社は、経営の透明性を高めるための情報伝達を重視し、当社およびグループ会社の情報が正確かつ迅速に伝達されるための体制を整備する。また、広報・IR活動やホームページの利用等により、適宜適切な对外情報発信・開示を行うとともに、個人情報の保護や秘密情報の厳正な管理を行う。
5. 当社は、グループ全体の財務報告の適正性を確保するための内部統制体制を整備し、運用するとともに、その信頼性を確保するためにモニタリングや内部監査の体制を整備する。
6. 当社は、当社およびグループ会社からなる連結経営体制を採り、業務を適正かつ効率的に遂行するための経営システムをグループ全体で整備する。

各事業部門は、経営方針、予算管理、業績管理等について、事業セグメントごとに子会社を含めた連結経営体制を敷き、グループ全体と事業グループごとの業務の適正確保と効率的な事業運営に努める。

営業・技術・製造・管理などの機能別部門は、担当専門分野において当社およびグループ会社を監視、評価、指導する機能を担うものとし、各事業部門と機能別部門によるマトリックスの連携経営を行う。

社長直轄の内部監査室は、グループ会社も含めて内部監査を実施し、内部統制の有効性を確保する。

【コンプライアンスならびにリスクマネジメント体制】

7. 適正な事業活動を行うための指針として「企業倫理規定」を定め、法令遵守の徹底および企業倫理の向上にグループ全体で取り組む。

企業倫理・コンプライアンスを組織に徹底するために、経営者はその方針を明示する。また、法令遵守のための規定・マニュアル類を整備し、取締役、業務執行役員および従業員を対象にした研修を実施する。

企業倫理・コンプライアンスの遵守については、日常の職制に基づく報告・連絡・相談を通じて問題を早期に発見・対処し、違反行為が発生した場合は緊急連絡体制に基づき速やかに報告させ、背景事情・原因の調査、対処策および再発防止策を実行して、同じことが起こらないように是正する。さらに、企業倫理・コンプライアンスに関する通報・相談窓口を設け、その活用を促進し、問題の早期発見および是正に努める。反社会的勢力に対しては、全社一体となった組織的な対応を行い、毅然として排除する体制を整備する。

8. 「リスクマネジメント基本規定」に従って、社長を議長とする「リスク・倫理会議」にてリスクマネジメント活動上の重要な事項を審議するとともに、リスクマネジメント担当業務執行役員のもとで、リスクの評価と管理の状況を把握し、グループ全体としてリスクの低減と発生時対応の体制を強化する。

【監査役による監査のための体制】

9. 当社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設ける。その人事関連事項については監査役会の事前の同意を得るなど、独立性と指示の実効性を確保する。また、監査役の職務執行に必要な費用については、監査役の請求にしたがい支払を行う。

10. 当社およびグループ会社の取締役、業務執行役員および従業員は、監査役または監査役会に対して、重要な経営情報を定期的に報告するとともに、次の事項を遅滞なく報告するものとする。

- ①会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ②内部監査の結果
- ③内部通報制度による通報の状況
- ④監査役から報告を求められた業務執行に関する事項
- ⑤その他法令に定める事項

また、いかなる者も報告したことを理由に不利な扱いを受けないこととする。

11. 監査役は、監査を有効かつ効率的に行うため、取締役、業務執行役員、会計監査人、内部監査部門および内部統制関連部門と定期的に会合し、意見を交換するものとする。また、監査役は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができる。

(注) 平成28年4月28日開催の取締役会決議において、項目6. を中心に一部改正した内容を記載しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況の概要

【職務執行体制】

1. 当社は、「取締役会規則」、「執行役員会規則」を定め、取締役会および執行役員会における付議、報告事項等の基準を明確にしており、当該基準に則り、適正な審議および意思決定を行いました。昨年、「コーポレートガバナンスポリシー」を制定・開示し、これをふまえて「取締役会規則」および「執行役員会規則」の改定や「社外役員規定」の制定を実施しました。
2. 当社は、当社が定めた文書の保管基準に従い、「株主総会議事録」、「有価証券報告書」等の法定備置書類およびその他の社内書類を適切に保存、管理しています。
3. 当社は、各部門の職務および職責を明確にする、「事務分掌規定」および「決裁基準一覧」を定めています。また、業務運営に関する諸規定を体系的に整備・運用するため、「文書管理総則」を定めており、適正かつ効率的な業務執行体制を確保しています。
4. 当社は、各業務執行役員が、取締役会および執行役員会で定期的に決議、審議、報告する体制を整備し、経営の透明性を高めています。グループ会社については、「子会社判断事項に関する事前承認ルール」を制定し、本社への報告または承認が必要な案件を明確に定めています。また、決算発表、適時開示、投資家向けの説明会等を実施し、適宜適切な情報開示を行っています。
5. 当社は、「金融商品取引法」に基づき、「財務報告に係る内部統制体制の構築に関する基本規定」を定め、グループ全体の財務報告を適正に作成、開示する体制を整備・運用しています。
6. 当社は、各事業部門と機能別部門とのマトリックス的連結経営体制を採用しています。各事業部門は、業績検討会、工営会議等を通じて、子会社を含めた経営状況を把握しており、また機能別部門は、開発会議、製造会議等の全社横断的な会議を通じて、各種必要な情報の共有や計画の進捗、対応すべき案件の確認・指導を行っており、グループ全体の業務の適正を確保する体制を整備・運用しています。内部監査室は、「内部監査規定」に従い、監査計画を立案し、計画に沿って監査を実施しています。

【コンプライアンスならびにリスクマネジメント体制】

7. 当社は、「企業倫理規定」について、当社の役員および従業員が実践すべきことなどを追加する改正を行い、これに沿った内容で各子会社の企業倫理規定の改正を推進しました。また、全従業員への冊子の配布、E-Learning等の教育研修を行い、企業倫理の浸透、コンプライアンスの向上に努めています。通報・相談窓口に寄せられた問題は、適切に対処しております。
8. 当社は、「リスクマネジメント基本規定」を定めており、リスク・倫理会議を半期に一度開催し、従業員が行うリスク自己評価に基づきリスク低減計画を決定し、実施状況の進捗確認を行っています。また、経営層によるリスク検討会で、優先的に取り組むべきリスクを特定し、リスクマネジメント担当業務執行役員を中心に、計画の策定および実行を推進しました。

【監査役による監査のための体制】

9. 当社は、「監査役会規則」、「監査役監査基準」において、監査役室、補助使用人に関する事項、職務執行に必要な費用の取扱いなどを規定しています。
10. 当社は、「監査役への報告事項一覧表」に基づき、監査役に対して、当該担当部門から取締役会、執行役員会等の資料の定期的な送付および重大なトラブル、不正行為、内部通報窓口への通報状況などの臨時的な報告を速やかに行う体制を整備・運用しています。
11. 当社は、監査を有効かつ効率的に実施するため、監査役の代表取締役、業務執行役員などとの定期的な会合、また会計監査人および内部監査室との子会社の現地監査などを実施しています。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、当社株式を上場し自由な取引を認める以上、支配権の移転を伴う当社株式の大量買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に委ねられるべきものと考えております。また、当社取締役会は、大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は「科学技術で社会に貢献する」という社是を実現するために、計測、医用、航空、産業機器を中心とする先端的な製品とサービスを提供するメーカーとして、将来を見据えた基礎研究や先進的な製品・事業の開発・製造・マーケティングのために多くの経営資源を投下しており、これらの経営施策が効果的に事業上の成果をもたらすためには、経営・事業方針の継続性を維持する必要があります。また、企業をとりまく激動する情勢のなかで、当社が持続的に成長を遂げていくための最大の源泉は、社是・経営理念や事業目標の実現に向けた従業員と経営陣との深い信頼関係を背景とした人材と組織、これを基盤とするノウハウや創意の蓄積と創造的な活力であり、それらを育む企業風土であります。このように、当社の企業価値は、当社がこれまでに投じ、培ってきた有形無形の財産と、その財産を活用して、長期的に発揮させていく的確な経営諸施策の遂行にその重要な源泉があります。

こうした当社の企業価値の源泉および中期経営計画の取組みが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられない場合には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

以上を踏まえ、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために代替案の提示や買収者との交渉を行うことを可能としたりすることなどの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する具体的な取組み

1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、「真のグローバル企業へ」という長期ビジョンを掲げ、企業価値の持続的向上に努め、平成25年度は過去最高の売上高を達成しました。平成26年度より新たにスタートする中期経営計画(平成26年4月～平成29年3月)では、基本方針である「世界の顧客の成長に資するイノベティブカンパニー」を目指して、引き続き企業価値を高める成長戦略、収益構造改革に注力し、それを実現するためのグローバル組織・体制の強化を進めていきます。

成長戦略では、従来の顧客のニーズに合ったソリューションを提供することから、更に一段レベルを上げ、顧客の市場の成長・活性化と同時に、新たな市場の創造にもつながる革新的なソリューションを提供することに挑戦していきます。

具体的には、

- ①質量分析装置、クロマトグラフ、X線診断装置など、当社が強みを持つグローバル戦略商品では、保有するコア技術を更に高い水準に引き上げるため、研究開発費を重点的に増強します。顧客の求めるソリューションの更に先にある潜在ニーズと、当社が培ってきた高い技術力を結実させ、顧客の市場の成長に貢献する世界ナンバーワン・オンリーワン商品を提供していきます。
- ②世界をリードする先進的な研究機関・研究者との共同研究を一層拡充し、新たなアプリケーションやシステム開発、ビジネスモデルの構築に挑戦します。これらを通じて、社会課題である医療や環境・エネルギー等の領域で事業展開を加速し、社会の期待に応える有益な価値を提供していきます。
- ③今後も成長エンジンとなる新興国では、その成長余力を確実に取り込む事業基盤の構築に注力します。市場が拡大を続ける中国では、上海の開発センターで市場特性とニーズに適合した競争力の高い製品の市場導入を本格化するほか、ボリュームゾーンに照準を当てた開発品目の拡充を進めます。同時に、北京にはMS(質量分析装置)センターを新設し、現地の先進的な研究機関等とともに環境・創薬・安心安全分野でのアプリケーションの共同開発を促進し、ハイエンド領域においても当社のブランド力の確立に取り組みます。一方、将来成長が期待できるアセアン・インドでは、売上増に伴う生産拠点の設立を行うとともに、主要国での販路強化を進め、製販両面での事業基盤の整備を行います。
- ④安定した収益基盤の獲得に向けたアフターマーケット事業の拡充をグローバルに展開します。製品のライフサイクルに合わせた最適なサービスプランを顧客に提供し、保守契約事業や部品・消耗品販売事業を拡大することで、市場環境に左右されない収益基盤の構築に取り組みます。

収益構造の改善では、海外生産の規模拡大と現地化率の向上、調達機能の強化による材料費比率の低減、開発期間の短縮、開発段階に遡ったコストダウン設計や部材の共通化の推進、また、グループ全体での業務効率改善による経費の有効活用の促進などにより、損益分岐点の改善に取り組みます。

また、グローバル視点での製造・物流体制の最適化、生産リードタイムの短縮に努め、資産効率の高い事業運営の実現を目指します。

これらの成長戦略・収益構造改善を支えるために、グローバル組織・体制の強化を進めます。コンプライアンスの徹底を全てに優先させ、社会から信頼される企業を目指します。その上で、グループ全体の経営情報をリアルタイムに把握できるシステムを導入し、環境変化に迅速に対応できる体制の整備を進めます。

また、戦略遂行を担うグローバル人材・経営幹部の育成・確保に向けた投資、事業成長に不可欠な外部資源の獲得など、将来に渡る成長を担保する人材・組織・機能の強化に向け、引き続き取り組みを強化していきます。

当社グループは、こうした活動により「世界の顧客の成長に資するイノベティブカンパニー」を目指すなかで、企業価値の持続的な向上を図っていきます。

- 2) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成26年5月13日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を一部改定した上、継続することを決定し、平成26年6月27日開催の第151期定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て継続しています（以下「本プラン」といいます）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等に対する20%以上の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といいます）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます）に対し、①事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉を行っていくための手続を定めています。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報および本プランを遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「買付説明書」といいます）の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報が、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役および社外の有識者により構成される特別委員会に提供され、その検討を経るものとします。特別委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます）を招集し、株主の皆様の意味を確認することがあります。こうした手続の過程については、株主の皆様へ特別委員会が適切と判断する時点で情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

当社取締役会または特別委員会は、買付者等から提出された情報が不十分であると判断した場合には、当社取締役会は、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を日本語で記載した書面により、追加的に当社取締役会に対して提供して頂きます。本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報として必要かつ十分な情報が提供されるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限は、買付説明書を受領した日から起算して原則として60日を上限とします。但し、買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長する場合があります。

特別委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

なお、対抗措置は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当て、その他法令または当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」と総称します）とし、具体的な対抗措置については、当社取締役会がその時点で相当と認められるものを選択することとします。

本プランの有効期間は、平成26年6月27日開催の第151期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、株主総会の決議によって、または取締役会の決議によって本プランを廃止することができるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中に特別委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実および（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

なお、本プランにおいて、対抗措置が発動されていない場合、株主の皆様にごに直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置として、当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを実施することが決議された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する株式が希釈される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈は生じません）。

(3) 上記(2) 2)の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、以下の事項を考慮し織り込むことで、本プランの合理性を確保しているものと考えています。

1) 企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上

本プランは、基本方針に基づき、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的とするものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の第151期定時株主総会における株主の皆様のご承認を受けて継続されたものであり、その有効期間は、同株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっています。また、当社取締役会は、特別委員会が、対抗措置の発動の是非について株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合には、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認することとしています。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動、不発動、および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として特別委員会を設置しています。特別委員会は、特別委員会規則に定める選任基準に基づき選任された、当社経営陣からの独立性の高い委員により構成されています。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、特別委員会が、特別委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、特別委員会によって、当社取締役会の恣意的判断を排除するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に適時適切に情報開示をすることとしており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

4) 合理的な客観的要件の設定

本プランでは、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといたします。

5) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとしています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示の数値未満を切捨てております。
比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
|-----------|----------|---------------|---------|
| 流 動 資 産 | 241,666 | 流 動 負 債 | 97,587 |
| 現金及び預金 | 46,907 | 支払手形及び買掛金 | 52,422 |
| 受取手形及び売掛金 | 105,430 | 短期借入金 | 3,056 |
| 商品及び製品 | 40,497 | リース債務 | 940 |
| 仕掛品 | 15,457 | 未払払 | 11,523 |
| 原材料及び貯蔵品 | 17,715 | 未払法人税等 | 4,997 |
| 繰延税金資産 | 9,729 | 賞与引当金 | 8,093 |
| その他の | 7,086 | 役員賞与引当金 | 284 |
| 貸倒引当金 | △1,157 | 防衛装備品関連損失引当金 | 374 |
| | | その他の | 15,893 |
| 固 定 資 産 | 108,131 | 固 定 負 債 | 32,239 |
| 有形固定資産 | (76,158) | 社 債 | 15,000 |
| 建物及び構築物 | 39,035 | 長期借入金 | 1,094 |
| 機械装置及び運搬具 | 5,912 | リース債務 | 1,451 |
| 土地 | 18,602 | 役員退職慰労引当金 | 182 |
| リース資産 | 2,179 | 退職給付に係る負債 | 13,682 |
| 建設仮勘定 | 728 | その他の | 828 |
| その他の | 9,699 | 負 債 合 計 | 129,827 |
| 無形固定資産 | (7,558) | (純 資 産 の 部) | |
| 投資その他の資産 | (24,415) | 株 主 資 本 | 214,734 |
| 投資有価証券 | 14,654 | 資 本 金 | 26,648 |
| 長期貸付金 | 175 | 資 本 剰 余 金 | 35,188 |
| 繰延税金資産 | 6,388 | 利 益 剰 余 金 式 | 153,758 |
| その他の | 3,565 | 自 己 株 | △861 |
| 貸倒引当金 | △368 | その他の包括利益累計額 | 4,959 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 5,036 |
| | | 為替換算調整勘定 | 1,293 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △1,370 |
| | | 非 支 配 株 主 持 分 | 277 |
| 資 産 合 計 | 349,798 | 純 資 産 合 計 | 219,971 |
| | | 負 債 純 資 産 合 計 | 349,798 |

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切捨てております。

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

| | | |
|------------------------|-------|----------------|
| 売上高 | | 342,236 |
| 売上原価 | | 201,850 |
| 売上総利益 | | 140,385 |
| 販売費及び一般管理費 | | 104,683 |
| 営業利益 | | 35,701 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 396 | |
| その他 | 1,442 | 1,839 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 182 | |
| その他 | 2,518 | 2,700 |
| 経常利益 | | 34,840 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 37 | 37 |
| 特別損失 | | |
| 防衛装備品関連損失 | | |
| 引当金繰入額 | 374 | |
| 投資有価証券評価損 | 273 | |
| 固定資産処分損 | 209 | 856 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 34,021 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 9,618 | |
| 法人税等調整額 | 436 | 10,054 |
| 当期純利益 | | 23,966 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 66 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 23,899 |

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切捨てております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

| | | |
|-----------------|-------|---------------|
| 売上高 | | 186,982 |
| 売上原価 | | 123,280 |
| 売上総利益 | | 63,701 |
| 販売費及び一般管理費 | | 47,240 |
| 営業利益 | | 16,461 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 3,522 | |
| その他 | 1,386 | 4,908 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 113 | |
| その他 | 2,690 | 2,803 |
| 経常利益 | | 18,566 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 1 | 1 |
| 特別損失 | | |
| 防衛装備品関連損失 | | |
| 引当金繰入額 | 374 | |
| 投資有価証券評価損 | 273 | |
| 固定資産処分損 | 164 | 811 |
| 税引前当期純利益 | | 17,756 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,417 | |
| 法人税等調整額 | 401 | 3,818 |
| 当期純利益 | | 13,938 |

(注) 記載金額は、表示の数値未満を切捨てております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 島津製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山口 弘志 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 河津 誠司 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 岩淵 貴史 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社島津製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社島津製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 島津製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山口 弘志 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 河津 誠司 ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 岩淵 貴史 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社島津製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査実施計画、監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、当期の監査の方針、監査実施計画、職務の分担等に従い、取締役、業務執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、業務執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社から事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、業務執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は社内調査の結果、航空機器事業部の防衛省との修理契約において一部契約履行上の問題があることが判明し、本件を防衛省に報告しました。

会社は、内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底を図り、再発防止に努めておりますので、監査役会は今後もその状況を監視してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日
株式会社 島津製作所
監査役会

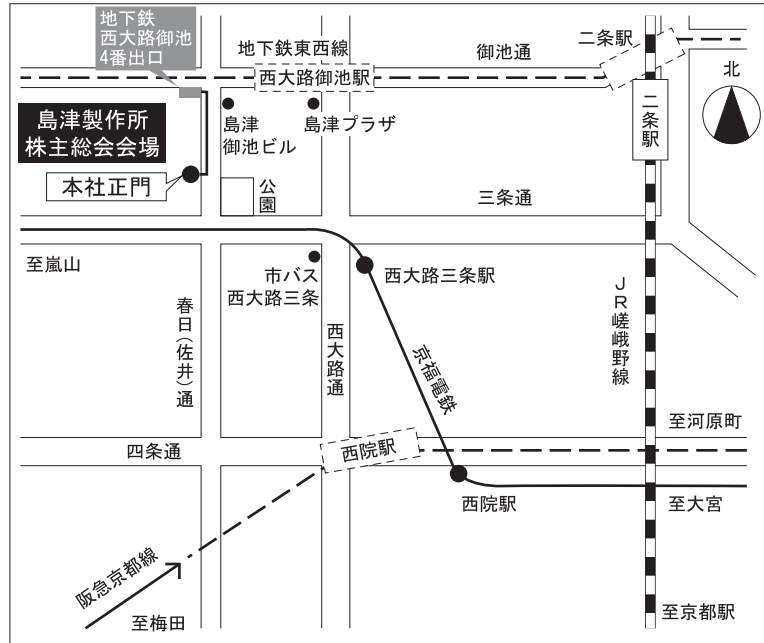
| | |
|-------|--------|
| 常任監査役 | 藤井浩之 ㊟ |
| 常勤監査役 | 上松幸治 ㊟ |
| 社外監査役 | 飯田隆 ㊟ |
| 社外監査役 | 西尾方宏 ㊟ |

以上

株主総会会場のご案内

<会場> 京都市中京区西ノ京桑原町1番地
本社 大ホール
電話 (075) 823-1111 (担当: 総務部)

<ご案内図>



交通機関

- ・市営地下鉄ご利用の方<東西線 西大路御池駅下車>
西大路御池駅 4番出口より 南へ徒歩5分
- ・JRご利用の方
<京都駅下車>
地下鉄: 烏丸線に乗車 (国際会館方面)、烏丸御池駅下車 東西線に乗換 (太秦天神川方面)、西大路御池駅下車
市バス: 26・205・75系統乗車、西大路三条下車 西へ徒歩5分 (バス乗車時間30分)
タクシー: 20分
<二条駅下車>
地下鉄: 東西線に乗車 (太秦天神川方面)、西大路御池駅下車
タクシー: 7分
- ・阪急電車ご利用の方<西院駅 (通勤特急・快速急行・準急停車) 下車>
西大路通を北へ徒歩10分 西大路三条を左折5分